

民間資金等活用事業推進委員会
第23回合同部会

議事録

内閣府
民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第23回合同部会議事次第

日 時： 平成 14 年 5 月 29 日（水） 15:00～17:00

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

1．関係省庁からのヒアリング

第 1 部 総務省からのヒアリング

第 2 部 厚生労働省からのヒアリング

2．その他

出席者

【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、高橋委員、前田委員、
阿保専門委員、井崎専門委員、小澤専門委員、中村専門委員、広井専門委員、
三井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、山下専門委員

【説明者】

（総務省）自治行政局地域振興課山本課長

情報通信政策局技術政策課河内課長

自治行政局行政課佐々木企画官

自治財政局調整課高杉課長補佐

自治税務局固定資産税課中村課長補佐

（厚生労働省）雇用均等・児童家庭局保育課高井課長、西川課長補佐

老健局計画課石井課長、阿萬課長補佐

政策統括官付社会保障担当参事官室西村政策企画官

医政局指導課竹林課長補佐

健康局水道課熊谷課長補佐、

国立病院部経営指導課施設整備管理室瀬戸室長補佐

【事務局】

竹内 P F I 推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、

菅野参事官補佐、丹野参事官補佐、濱田参事官補佐

西野部会長 それでは、第 23 回合同部会を開会いたします。本会合も私が進行役を務めさせていただきます。早速本日の議題に入りたいと思います。本日は、前回に引き続きまして今後の検討テーマ等の抽出のための関係省庁からの第 2 回目のヒアリングとして、総務省及び厚生労働省の担当者の方々においていただいております。

本日のヒアリングは、進行の都合上、議事次第のとりの二部構成といたします。前半の 1 時間では総務省より資料 1 の説明を行っていただいた後、総務省に対する質疑を行います。後半の 1 時間では、同様に厚生労働省から出ております資料 2 の説明をいただいた後、厚生労働省に対する質疑を行います。

なお、本日も説明いただく方々の所属等の紹介については、お手元の資料に記載してございますので、それにかえさせていただきます。前半の質疑終了後、前半の説明者の退室があることをお許しいただきたいと思います。

それでは、早速ですが、総務省より説明をお願いいたします。大体 20 分程度をめぐり、よろしく願いをいたします。

総務省 総務省情報通信政策局技術政策課長の河内でございます。

最初、私の方から独立行政法人通信総合研究所が行う P F I 事業の部分につきまして説明いたします。

この独立行政法人通信総合研究所、これは昨年 4 月までは総務省の国立の研究所だったものでございまして、今は独立行政法人という形になってございます。ここが先導的な移動体通信システムの実現に向けた無線の実験、総合的な実証実験を行うための施設の一部について、そこで使いますポール、ケーブル類の工事、運営について、P F I 事業としたというものでございます。

この施設の概要は、6メートル級のポール 26 本、それから 8メートル級のポール 7 本、その他光ファイバー等のケーブル、監視カメラ、モニター類でございます。具体的には、3枚おめくりいただきまして、別紙 1 をつけてございます。これはその施設の場所を書いたものでございまして、横須賀市の中に横須賀リサーチパークという、N T T ドコモを始め情報通信関係の研究所が集積している場所がございまして、この中に建設いたします。

次の別紙 2 に図がございまして、道路に沿いまして電柱のようなポールをずっと立てていきまして、この間を光ファイバーのケーブルでつないでいくということで、このポールに無線の実験のための施設をつけ、この道路に沿って車を走らせたり、あるいは人が移動

したりして、次の時代の携帯電話、あるいは無線LANといった新しい情報機器についての研究を行うための施設でございます。

その次の別紙3に、取りつける設備等を記載しています。

恐縮でございますが、1ページ目にお戻りいただければと思います。

3番目でございますが、PFIの方式は、PFI事業者が整備・所有・運営管理するBOO方式としてございます。それから事業期間としましては、こういった実証実験等が行われる研究期間ということで、平成14年から17年の4年間でございます。

現在までに、この実施方針を公表するとともに、その仕様書の案につきまして意見招請を行いました。その意見を踏まえた形で特定事業の選定・公表を行い、5月16日に官報で入札公告を行っているところでございます。現在は、その入札説明会も終わり、入札の締め切り、6月26日の入札を待っている段階でございます。その後、7月下旬に契約、12月初旬に実験開始、予定の平成18年3月末にPFI事業を終了する予定です。事業終了後は、CRLが実験施設を引き続き使用しない場合は、PFI事業者がその施設を撤去することになっております。

自治行政局の地域振興課長でございます。

お手元の資料の2ページからでございますけれども、私どもの方では地方公共団体におけるPFIの積極的活用に向けて幾つかの施策を講じております。

まず、地方公共団体のPFIの実施状況として別紙4に一覧表をつけておりますが、現在47事例で実施方針が策定・公表されておりました、そのうち供用を開始したものが4つあるということでございます。具体的には教育文化施設、廃棄物処理施設など、いろいろな種類の公共施設の整備が進んできているところでございます。

総務省、特に自治部局の取り組みといたしましては、PFI法成立後、平成12年3月に、当時の自治事務次官通知及び財政局長通知を出しておりました、それに基づいて各自治体に積極的な取り組みをお願いしているところでございます。

また、さらに先だって行われましたPFI法の一部改正で、行政財産を貸し付けることが可能になったことを踏まえまして、上記の事務次官通知を改正しておりました、いわゆる公の施設の考え方や公有財産に関する法律改正に伴う法令の運用等について通知をしております。別紙5にその改正された後の総務次官通知というものを付けてございます。

それから、3点目といたしましては、これは平成12年の通知以降やっていることでご

ございますけれども、地方公共団体がP F I事業で公共施設等の整備等を行う場合に生ずる財政負担につきましては、いわゆる補助事業と単独事業に分けて、補助事業の場合でありますと、直接整備する場合と同等の地方財政措置を、さらに単独事業として整備されるP F I事業につきましても、一定の範囲内で地方交付税措置をするという通知をいたしております。

4点目でございますけれども、私どもは、毎年、年度初めに地方財政の運営につきまして、事務次官通知を各都道府県、市町村に流しておりますけれども、その中でもP F Iの活用というものを促しております。さらに、次のページでございますけれども、私どもの関係しております財団法人の地域総合整備財団、通称ふるさと財団と私どもは呼んでおりますけれども、そこと連携いたしまして、P F Iの普及・啓発事業を積極的にやっております。P F Iアドバイザーを市町村などに派遣する事業、さらにP F I研修会の開催、それからP F I意見交換会、これは民間の方々との意見交換会というようなことも含めましてやっております。

それから、今年度、特に考えておりますことは、地方自治体のP F Iの円滑な推進を目的といたしまして、P F Iに関心のある地方自治体間の意見交換及び情報共有の場として、このふるさと財団の中に自治体P F I推進センターというものを設立したいと、ただ今呼びかけをしております。6月にはたぶん設立されると思っております、今のところ約600ほどの地方自治体の方から参加の申し込みが来ております。

以上、簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

西野部会長 それでは、大体1時間ということで、16時を一つの目標にいたしまして、多くの皆様からの発言をお願いしたいと思います。

A委員 今ご説明いただきました公の施設の取り扱いについて、地方自治体の案件を扱っておりますときに、こちらの事務次官通知にもございますように、施設の設置及びその管理に関する事項等を条例で定めるということになっているのですが、条例で定めるレベルの問題と、契約で定めるレベルの問題とを、いかがいたしましょうかという問いかけをしばしば受けるわけです。条例で取り扱いを決めて、その大きな枠に沿って、契約で実際の運用を決めるわけですから、公の施設として事業者の方である程度自由な運用を図るような契約を検討する必要があります。

これを検討していると、条例改正までも必要ではないかという問題もでてくるわけです。

そうすると、解決策としては、条例で取り扱いを定めつつ、これに穴をあける方法はないのだろうかとなります。そうすると、今までの条例とは随分趣が異なった契約書に非常に近いようなものを、我々の世界の言葉で言うならば基本契約のようなものを条例という形で議決をしていただき、細部については、これをすり抜けてしまうというやり方が考えられます。極めて大胆なことを言うならば、PFI事業に関してはPFIの事業契約があることをもって、条例にかえることとするという形も考えられると思います。いずれかの形にして、事業者の自由度が増えるような形で、しかもそれが条例違反や地方自治法違反という問題が生じないようにしておかないといけません。どちらかと言えば、資料としていただいた事業リストに掲げられています地方自治体の案件のなかでも、条例で決めるのはなかなか難しい問題のある案件もあり、このような案件については、条例が不要ではないか、極論すれば公の施設にしないでおこうという考え方もでてくるのですが、私は、それはそれで、やや危険な気もするのです。公の施設についてどのように整理していくのかについて、今ご検討なさっておられるようでしたら、お教えいただきたいと思います。

総務省 公の施設の関係は、私どもも地方公共団体に説明はしているのですが、十分に周知徹底できていないところがございます。というのも、公の施設は本来非常に固い制度として制度化した経緯がございます。そういう意味では、昭和30年代に数々の実例とか運用方針が決まっております。そこで確立した環境に基づいて現在も制度を使ってきました。このたびPFI法が成立し、もう少し柔軟に対応する手法を取り入れました。PFI法は、従来の行政法の体系とはやや異質な側面がありまして、従来の行政法との接点をどう模索するのかということは、解釈で抽象的に決まるというよりも、個々具体の事例に応じて判断することが適当ではないか。ただ、その判断を行うときは、それなりの能力が要るわけです。また、それを総務省に聞くと、過去の実例に基づき判断を行うので、やや安全的な解釈、固めの解釈が出てまいります。そうすると、それであきらめてしまうとか、それを言いわけにしてやらないという事例が生じ、そのあたりの事情がおそらく事業者の方から、そもそもPFIではできないというような意見の形で大きなアクションが出てきているという構造になっております。

私どもの考え方を申し上げますと、公の施設をPFI事業で整備するか、公の施設としてではなくて純民間施設としてPFI契約をするかという大きく二つの考え方があります。後者について、とてもわかりやすく言えば、企業誘致という形で行うという手法です。民

間企業に最大限の自由度を発揮していただくのであれば、地方公共団体の持っている普通財産を活用した企業誘致をして、その企業が民間サービスとして住民にサービスを提供するという考え方です。

そのサービスの内容は、公共的なサービス、フィットネスクラブでもいいわけですが、それは市が経営主体になれば公の施設ですし、民間事業がやれば民間事業となります。そのいずれもPFIのスキームから条文を見ると排除されておられません。

ですから、民間企業が収支をあわせることができるという絶対の自信があるのであれば、設備投資資金について地方公共団体がどこまで無償貸し付けをするか、補助金を入れるかという問題はありますが、企業誘致的な手法でPFIのスキームを活用されるとよいと考えております。これはもう全く地方公共団体と民間企業の契約だけで縛られるものです。

もう一つ、公の施設として行う場合は、一旦、地方公共団体の事業とする形をとります。地方公共団体の事業とするという意味は、あくまで地方公共団体が住民にサービスを供給しているという状況になります。ですから、一旦民間事業者からサービスを買って、そのサービスを地方公共団体名義で住民に供給しているという形になります。そのときに、地方公共団体の施設である以上、やはり条例を定める必要があります。条例と契約とは入札以外にどこが違うのだろうというご疑問があるかもしれませんが、条例というのは住民に権利を与えることになります。民間事業者との契約では、あくまで民間事業者と地方公共団体だけの義務しか発生しておりません。契約で対応した場合、住民は第三者になりますから、もちろん契約内容を見て間接的にメリットを得るかもしれませんが、住民の権利保障というものはすごく弱くなります。ですから、公の施設にする以上は、まず民間事業者よりも利用者、住民の方々が優先されるという側面が強くなってきます。それを制度的に担保する意味で、まず条例でないといけません。条例をつくりますと住民の権利が条例上発生します。使用する権利、正当な理由無く使うことを排除されない権利といったものです。そのところが契約で定める場合とは非常に違いますので、条例はぜひ定めてほしい。ここの条例を脱法的に抜くというのは、住民自治の観点から問題があると考えておられて、いろいろ工夫して抜くのはいいのですが、最初から要らないとなると、実際地方公共団体の業務への議会の関与を空洞化させるということになります。

それと、条例が絡んで難しいとは言いますが、議会については国とは違います。国は年1回の国会です。1本の法案を改正するのに大体2年近くかかります。ところが、地方公

共同体の議会は年4回あるわけです。1本の条例を変えるぐらいであれば、2、3カ月で変えれます。ただし、その間に議員にご説明したり、住民にご説明したりという手間はかかります。しかし、それは公の施設とする以上、当然のコストと考えていただきたいということを基本的な考え方としています。あるいは予算統制の問題、公の施設について予算統制をどこまで外すかというのは、利用料金という特殊な制度は若干あるわけですが、基本的には歳入、歳出は議会が関与するということが基本原則になっていますので、そのあたりが違ってきます。最初に言ったように、地方公共団体のこれまでの物の考え方から言うと、公の施設でPFIを導入しようとする条例が障害になっていて、なかなか難しい側面があると聞きます。私どもは、条例が邪魔だとは、やはり法制度上言えません。そこはきちり条例を定めた方がむしろ良いのではないのでしょうか。公の施設にする以上は、条例で議会の正当性を取るということを抜きにしていくことは、住民との関係で概念的には問題があります。契約でも民間企業がしっかり契約を履行すれば住民にとって何も問題は生じないかもしれませんが、もし民間企業が全く自由に事業を行いたいというのであれば企業誘致的な側面にして、議会の関与から完全に離してはどうか。要するに契約だけという形でPFI事業を行うという制度を考える時の考え方としては民間事業が自由に事業を行いたいのであれば企業誘致的なものに割り切りです。個々具体の、これができないとかあれができないということには、もうちょっと精緻な分析が必要です。以上のような考え方に則しているということ、通知で書きますと公の施設にするのかしないのか、そのどちらのメリットをとるのかをよく考えて、判断して進めてくださいという抽象的な通知になってしまうという形になっています。

B 専門委員 関連した質問ですが、それでは公の施設の管理委託については現行法の規制緩和、管理委託要件の緩和を考える余地は当面ないというお考えでしょうか。それをお聞きしたいということと、もう1つ、住民の権利を担保するべきだというのは、確かに適切なお指摘であると思いますが、実際の条例を見てもいろいろなケースがあるわけです。例えば、水道事業はあらゆる自治体が公の施設として条例で特定化しているのですが、例えば浄水場の管理委託をした場合、これは住民の利用や使用とはちょっと関係ないセクターでして、昭和30年代頃と比較しますと世の中はかなり変わってきており、自治体の選択肢も増えています。その実態を踏まえた場合、例えば浄水場を公の施設に限定列記していると、やはり自治体としては身動きがとれないのです。こういうときに、その管

理委託要件を緩和するとか、あるいは個別の事業に関しては公の施設から抜くことは、総務省としては問題がないのでしょうか。要は、世の中の実態と総務省のお考えというのが若干ずれているのではないかという疑問でございます。いかがでございましょう。

総務省 そういったご指摘もよくいただいております。基本的な考え方を申しますと、私どもも、世の中の実態にあわせるということからすれば、管理という行政補助の言葉にとらわれず、業務委託でできるところはかなりあるだろうと思います。逆に、業務委託を積み重ね、実質運営委託に限りなく近いところまで持っていけるはずだと考えています。ただ、そういった形で持っていくときに、個々の地方公共団体では、既存の三セクはどうするのか、既存の管理を受託している会社はどうするのか、財団はどうするのかという問題がありますので、地方公共団体の個別の動きとしては、それがストレートには進まないというだけです。ですから、館長一人をおいて、後は全部運営業務委託として、管理権限は館長が持つという形で運用上、実質的に問題は全部解消するのです。しかし、今まで三セクが管理しているので、その三セクがこれから要らなくなるのかという心配を個々の地方公共団体がされていて、むしろそういう問題が制度上の問題としてすりかえられて皆様に伝わっているのではという気がしています。

それから、地方自治法は横断的な法律でございますので、事業規制という問題があるのです。例えば、下水道事業であれば設置主体には民間はそもそもなれません、地方公共団体しかありません、という事業規制的な側面がございまして、これについては我が省でどうこうということはできません。また、水道事業は民間もできるはずですから、やろうと思えばできるのでしょうかけれども、今ある水道職員をどうするか等、個々の地方公共団体の判断は難しいわけです。総務省よりも、個々の地方公共団体がどちらを望ましいと考えるかについて、表面上のことではなくて、裏に入って見えないことがいろいろあります。それなのに、ただ単に地方自治法の公の施設の規定が不備だからできませんと、むしろそこを強調して地方公共団体の側が説明されるという構造が生じております。

我々どもは民間の業務委託の範囲は限りがなくできるという立場をとっています。ですから、業務委託ができないということは言っていない。唯一条文となっているために解釈を緩めることができないのは、利用料金制度だけでして、これだけは解釈の緩めようがない。利用料金をPFI事業者が直接受け取れるようにして欲しいという、要望があれば、検討に値するが、利用料金制度をつくるときの考え方の整理が非常に精緻なため、難

しい。要するに、利用料金を取れるのは地方公共団体の実質支配が及んでいる団体となっており、当初は50%以上の第三セクターとしておりました。そのような第三セクターは公共が権限をおさえているので、地方公共団体と実質同一主体と見なせるとして、営利企業の三セクまで利用料金を直接受け取れる法人の範囲を広げました。さらに25%の公の出資でも、役員を派遣していれば、実質的支配が及んでいるのではということで、更に思い切って緩和しました。それでも、公と実質同一と見なせるところがあります。けれども、公の0%出資、役員が公から派遣されていないというのは、数字で見ればごくわずかですが、考え方の本質的な転換が必要になります。そのときに、いわゆる公権力の行使そのものではないけれども、若干公権力的なものを純粋に民間企業に丸投げできるかについて、行政法的な流れの積み重ねがあり、そもそも管理受託とは何かという根本論から整理しないと、渡れない世界になっているということです。ですから、私どもとしては、できるだけ業務委託でできることはやってください、ただし、利用料金だけは過去の積み重ねがありますから難しい。それを変えるには、公の出資のパーセントを下げる、または、公からの人的な支援と管理受託支援の概念とを切り離すといった大きな制度改革が必要になります。そうすると今度は予算総計主義とのバッティングはどうするのかといった問題へという波及びしていきますので、今非常に悩んでいるところです。ですから、そこはただ単に政令を変えればできるという形にはなっておりません。それから、そもそも国の制度との横並びの問題等、いろいろな方面で影響が大きいので、非常に悩ましいのです。しかしPFI事業者が利用料金を直接受け取れないからPFIが進まないのかと言われると、どうも実態はそうではないという思いもあるので、「すごい労力をかけてPFI事業者が利用料金を直接受け取れるようになりました。」でも何も変わりません、ということもあるのでは。努力してどれほどのメリットがあるのか見極めがついておりません。それと、そもそも事業規制の方でいろいろな縛りがありますので、箱物の管理だけ改正したところで箱物の管理の場合にのみPFI事業者が利用料金を直接受け取れるということだけのものです。もっと素直に言えば、労力の割にはそんなに改善されない。やや消極的に現時点ではなっています。そもそもフランスのようなコンセッション方式で、行政がやる権利を売買する、自分の名義でそのサービスを全部できるという概念が日本の行政制度の中でできれば、それは抜本的な転換です。それによって、官と民との境目を非常に透明化して映すことができるのですが、そこまでの検討をしますと言い切る自信がありません。それは日

本の行政制度全般にわたるものです。地方の制度だけではなくて、国、地方を通じた行政制度全般にわたる問題でありますので、そのあたりを逡巡しているというところがございます。

B 専門委員 よくわかりました。ありがとうございます。ただ、ぜひともご検討願いたいのは、現実には、いわゆるリスクアンドアカウントをどちらが持っているかということですから、さまざまな契約的規律を用いて、例えば議会承認とか、議員に対する説明といった行政法上のさまざまな問題は解決できる道があるのです。現実には、例えば公の施設として料金徴収を公共が行ってパススルーしそのまま支払をしているケースもあります。要はただ単に代行として、業務として委託して、それを歳入にして、同じ金額をそのまま事業者がもらっている。全く実務的には意味がないですね。それを議会で説明して、議会の了解も得られている。やっぱりどこかおかしいところがあるのではないのでしょうか。あるいは代替的な、先ほどおっしゃられた管理委託を検討せざるを得ないと思います。行政法上の問題は 100%理解いたしましたけれども、やはり継続的に公の施設の問題を検討しない限り、自治体側での実体経済での大きな混乱が出てくるのではないかと思います。

総務省 ご指摘は十分踏まえて取り組んでまいりたいと思いますが、1点だけ試行実験として、大学を株式会社に管理委託すべきだという問題提起が出たときに、そうだと行って乗れるかどうか。要するに、それはたまたま大学が博物館とか体育館であれば、これだったらいいじゃないか、しかし、大学を商社に全面管理委託して、商社の社員が教授として教えれば同じサービスが供給できますけれども、商社がもし行ったときに、管理委託という言葉で踏み込むのか。これはためにする議論ですが、1点そういう問題と連動しているということだけ指摘させていただければと思います。

C 委員 申しわけございませんが、今のお話はちょっと検討違いだと思います。というのは、教育や医療に関しましては、法律で別に決まっておりますから、それよりも、むしろ問題になりますのは、問題と申しますか今テーマになっていますのは、先ほどもA委員からもお話があったことに関連するのですが、この通達の第6の公の施設関係で、第1項では「PFI法～判断するものであること。」、第2項では、「事項等については条例でこれを定めるものである。」と書いておまして、要するにこの程度の問題を言っているわけです。誰に任せるか、あるいはどういう仕様でやるのか、どういうものを建てるのか、建てないのか、そこまで条例で縛るのかということとの関係でございますが、法律で見ま

すと、P F I法の第1条に、要するに公共施設等の建設、先ほどのお話では、要するに企業誘致という話がありましたけれども、これは私の個人的な見解で言えば、企業誘致はP F Iではありません。全然関係ありません。と言いますのは、もしこれを学問的かどうか分かりませんが、経営責任と事業責任と2つに分けてみますと、P F Iというのはもともと提供すべき公共サービスの究極的な責任、サプライヤーとしての責任は公共にあるのです。民間が勝手にできるようなものは対象にならない。そもそも、そういうものを公共がやっていったら、それは民営化すればいいじゃないかという話です。だから、単なる企業誘致というのはちょっと誤解を招くのだと思うのです。

経営責任というのは、それを実際に直接行える事業体としての企業体の経営責任です。これについて公共は責任を負わないということがP F Iの特徴だと思います。出資はしません。役員も出しません。あくまでもつぶれたときの経営責任という意味では民間が負うのです。公共が考えるのは、公共サービスの継続的なサプライです。供給についてどうするか、これについては公共が責任を負っているのです。そこにリスクの原因があるのです。つまりリスクの分担とございますけれども、いろいろ細かいことを別にすれば、大筋のところでは、やはり公共側にもリスクが残る。残るのはなぜかという、その公共サービスの供給という、供給の究極的な責任があるから、そこにかかるリスクというのは公共に残らざるを得ないのです。そういうことだと私は理解しているのです。このP F I法も、P F I法と基本方針と、あるいはガイドラインとで、大体一貫しているところです。

したがって、今のお話の関係でいいますと、ちょっと私に理解できないのは、この第6の読み方によっていかようにもとれるのですが、何でも条例で決めると読み方によってはとれなくもないのです。私は必ずしもそうだとは思いませんけれども、それはちょっと法律の趣旨から言うとおかしいのではないかと。あるいはP F Iで幅広く民間の活力を活用しようということについて足を引っ張っている、あるいは縛っているのではないかと受け取れなくもないのです。だから、ここをもうちょっと明解に、何を条例で決めなきゃならないのか、また、一つ最後に質問したいのは、通達の第6に書いてあることの法律的な根拠は一体どこにあるのか。何をもち、P F Iでやるときに、全て条例で決めるということになるのか分かりません。仮にそうだとすれば、通達の内容の根拠、当然これは官僚の方が書かれたわけだから、法律上の根拠がなければ当然ならないわけで、その根拠は一体何なのかということをお尋ねしたいと思います。

総務省 民間企業のところはちょっとわかりやすく言ったところもあるので、P F Iのそもそもの制度は委員のおっしゃることだと思っております。ただ、今の日本のP F I法がどのような限定をかけているかを見たときに、運用面では幅広くできるようになっているという構造になっている。例えば、ヨーロッパ型とかいうのがあるのかどうか分かりませんが、これは結構厳格に書いているのですが、日本の法律というのは結構柔軟な書き方になっています。ですから、場合によっては、運用によってはそういう割り切りもできるかなという形です。ただ、それは余り極論だというのであれば、それはおっしゃるとおりかもしれませぬ。

それと、条例の問題は、実際は運用の問題です。要するに公の施設の設置管理条例において、どこまで細かく書くのか、書くべきなのか。これは個々具体の施設によって変わるし、地方公共団体によってもばらばらなので、これが正しいというものはないのですが、抽象的に言えば、施設の設置管理の基本的なことは条例で書く。何が基本かがまたもめるわけですが。それから、対住民との関係も条例で書きます。要するに、地方公共団体と住民の接点は条例になりますから、条例で地方公共団体と住民との関係が決まるという形になります。ですから、そこが公の施設の難しさでして、先ほどの経営責任と事業責任、あるいは、最終的な供給責任の分担というのは、事業者と地方公共団体との間では成り立つのですが、住民にとってどのように分類すればいいのかという視点が公の施設の場合どうしても必要になります。例えばその企業がたまたまこの人には不当な差別をして使わせなかったといったときに、企業の責任なのか、地方公共団体の責任なのかという、住民の視点から見たときにどちら側なのか。ここは抽象的な言い方ですので、実際に地方公共団体もばらばらですので、我々としても明解に、これは条例に書かないといけない、あれは外せ、というところまでの助言はしていません。これは通知ですので、法的性格から言えば助言だと思っていただければよいです。ですから、これに拘束されなくてもいいのです。それは裁判が生じたときに最終的に確定するという形にどうしてもならざるを得ない。実際の運用の話ですから。ただ、助言としてはこういう精神で見てくださいということになっています。

C委員 ちょっとよろしいですか。非常に重要なので、何がP F Iかという実例で申し上げた方がいいと思います。

ある都道府県で病院がございます。全部建て替えるのではなく、一つの棟が古くなって

建て替える、あるいは、部分的な内装工事と強度強化をPFIで行うということが現実
動いています。私は十分にPFIだと思うのです。しかし、工事について一々全部条例で
定めるのか。もともと病院というのは、法律に基づいて地方公共団体が公営の病院として
運営しているわけですね。そういう意味で、住民であろうと患者であろうとその権利とい
うのは既にもう法律の枠内で守られているわけです。何もそれをひっくり返してやるのが
PFIじゃないわけですね、その場合。でも、これで見ますと、すべてと言ったら一々す
べて10分の1を建て替える場合も条例で定める必要があると受け取れなくはないので
すが、そういうことなのか。既に枠組みが決まっているものについて、どこまで条例で定め
るのかを明示してくれない限りは、これはPFI事業の足を引っ張ること以外の効果はな
いと思うのです。そこをお尋ねしたいわけです。

総務省 条例にどこが抵触するのかなと私は直感的に思うのですけれども、例えば10
分の1、要するに10棟あって1棟建てかえると、これは単純な業務委託でもできますし、
請負契約でもできる話であり、運営をどういう形にするのかということ。建物の維持管理
を業務委託するのであれば、それは条例ではなくて、単純に私法上の契約でできてしま
うものですから、条例では基本的なことを決めると書いている。住民との関係に必要なこ
とは書いてくださいという書き方です。ですから、個々の具体的な何月何日にサービスを
供給しろ、あるいは、どこの業者と契約しろ、そういうことを条例で書かなければなら
ない、業務委託の先を条例で書かないといけないという形ではないと思う。

D 専門委員 一言よろしいですか。今の議論も混乱しているし、現場も混乱している
のです。私は、原因は総務省にあると思っています。実は先ほどおっしゃった公の施設
とそうでないものというのは、私は公の施設は地方自治の原点ですから、ちゃんとした位
置づけがあると思うのです。先ほどおっしゃった業務委託を積み重ねれば限りなく管理運
営委託に近づくのではないかという言い方や、事務次官通知の第6でこのような書き方
をするから現場は混乱していると思うのです。業務委託を積み重ねてもコンセッションには
成り得ないのです。ですから、公の施設という形であればこういうものと、そういう
形でおやりになるのだったら、それはちゃんと公の施設的なこととしてやってくださいと
明確に書くべきではないか。そうでなければ、別の形で、この公の施設にするかどうかと
いうのは、それは地方自治の原点ですから、地方自治体のそれぞれのところでの判断で
すということを私は明確におっしゃった方がいいと思うのです。そのあたりがむしろ現場

に混乱を起こしていると思うのです。

総務省 公の施設とするかは現場の判断です。その点は、今B専門委員おっしゃいましたけれども、私どもこの第6の1を書いたのは、要するに、現場で我々聞いておりまして、今は別にPFIでなくても自治体が自分のお金で起債してつくっている施設についても公の施設にするかしないかということ自分で判断している自治体も結構出てきているのです。まさに自分たちの公的なお金で公的な施設をつくっても、公の施設にしていな例も出てきていますので、PFIでやる場合に、公の施設にして管理をするか、公の施設にしないで管理をするか、それは自治体で判断してくださいという趣旨で書いております。

E専門委員 資料1の2の、のイのところですが、ここで下の方に財政措置の仕組みがない施設については一定の範囲で地方交付税を措置すると書いておられますが、これは、逆に言えばPFI事業の方に優遇策として考えておられるのか、あるいは通常の公共事業においても同じ扱いなのかということをお聞きしたいのと、もう一つは最後のところで、次のページの参考 に、自治体PFI推進センターの設立ということで、これはいろいろなところでも言われていますし、我々もこれはぜひとも必要だと考えているのですが、いろいろ関連の施設、組織みたいなものはございますが、この中で、例えばどういう点を具体的な事業としてお考えなのかということ、あるいはイギリスの4Ps (Public Private Partnerships Programme)と比べてどういう点が違うのかと、あるいは同じなのかということについて、簡潔にご説明いただければ非常にありがたいと思います。

総務省 それでは最初の交付税の関係でございますけれども、私どもの考え方としては、基本的に自らやる場合とPFIでやる場合とイコールでやっていこうということ。したがって、国からの補助金が出るような事業であれば補助金の方もしっかり出していただく。それに応じたいろいろな地方財政措置がございますので、それをしっかり打っていく。補助制度が全くないような場合についても新たに一定の範囲で交付税措置をするということをやっているものでございます。

次に、自治体PFI推進センターの業務の内容でございますけれども、まだ十分詰まっているわけではありませんが、基本的には、自治体の情報交換の場にしたいと思っております。それぞれの自治体が現実に40幾つも事業をやり始めておりますので、まずそういうところから経験したいろいろな悩みや、契約の具体的なノウハウを集めて意見交換し、後からPFIに出てくる人たちにとって役に立つような組織にしたいと考えております。

F 専門委員 今回の関連の最後の自治体 P F I 推進センターの件についてですが、今のお話伺いますと、意見交換の場あるいは情報の交換ということなので、多分先ほど E 専門委員の質問にあったイギリスの 4 P s とはだいぶニュアンスが違うのかなと思います。むしろ我々民間事業者の立場で P F I を見ているときに、最近特に地方公共団体について感じますのは、いわゆる民間、それも特に、ファイナンスに関するインプットが非常に少ない、自治体側に足りないのではないかという気がします。事業の公募の内容を見ている、肝心のプライベートファイナンスイニシアティブですから、ファイナンスがついてこなければ、しょうがないのですが、その部分に対しての民間の実態がお分かりにならないままに公募の内容が公表されたりしているケースがあって、その後の質疑応答等で直されていくケースが多いのです。法律系の方というのはいろんな意味で参加されているケースは多いと思うのですが、やはりこのような場に、できるだけ民間の、特に金融系の方がお入りいただくということは、今後の日本の P F I、特に地方自治体の民間の経営についての経験の少ない方々に対する非常に大きな援助になるのではないかという気がするのです。

総務省 おっしゃるとおりでございます、実際に自治体の人たちの話を聞きましても、いわゆるプロジェクトファイナンスといいますが、そのあたりのことがわかりにくいという声は聞いております。ですから、私どもはそういう意見を踏まえまして、このセンターは一応自治体が集まってつくりますけれども、そういう場で民間の、もちろん金融機関の方もそうですし、実際にはゼネコンとかコンサルの方との意見交換する場のようなものもセットして、そういう点についての理解を深めていくということもしたいと思っております。

G 専門委員 P F I を進めるに当たって金融機関の役割をどのようにお考えでしょうか。

総務省 抽象的な質問過ぎて答えにくいのですけれども、私どもの方で聞いておりますのは、金融機関と自治体が P F I を推進する上で、自治体側にそういうファイナンスの知識が、特に市町村の場合少ない団体が多いので、そういう意味で金融的なコンサルみたいなことをやってほしいという話をよく聞きます。ちょっと答えになっていないかもしれませんが、十分まだなんとも申し上げにくいと思います。

G 専門委員 いろんな側面があるのですけれども、金融機関の役割は、リスク分担を明らかにすることだと思っております。つまり、小さなリスクであればスポンサーが、あるいは事業者がご自身で飲み込まれて終わりですけれども、そのやり方ですとなかなか責任分担

が透明にならない。リスクチェック機能が全然働かないわけです。ところが、先ほどおっしゃったプロファイという概念を入れると、リスクはいろんなところに分散しますし、権利義務もいろんなところへ分散します。そうすると、必然的に責任分担が透明になって、どなたが負うべきリスクかということが常に明らかとなるように組み立てることに金融機関の役割があると思うのです。

先ほどF専門委員からもご示唆いただきましたけれども、金融機関というのは後から資金を出すだけだろうと思っていらっしゃる方々がほとんどです。ところが、金融機関としては事業の骨子やリスク分担がある程度固まってしまってから資金を出せますかと言われてもなかなか難しいのです。融資条件が悪くなることもあります。ですから、なるべく早い段階で事業者の方々と同じ程度に金融機関にも事業に参画できるチャンスをお与え頂くことをぜひお考えいただきたい。私どももご関係の皆様に対するご説明が必要であり、もっと進めて参りたいと思っております。

総務省 今のご提案、おっしゃるとおりだと思います。我々が聞いておりましても、リスクの分担のところ自治体は実際やる上で一番悩んでいる部分ですので、そのあたりについてもいろいろ勉強していきたいと思えます。

特に、リスクについては、私も供用を開始したプロジェクト、これは小さな施設ですがけれども、実際に行って話を聞いてきました。特にリスクについては、要するにかなり大まかにリスクを分担するという解決策で進んでいる例もあるようです。自治体PFI推進センターに対して期待するものの中に、一番多いのはやはりリスクの分担の考え方についていろいろ教えてほしいというものですので、そのあたりについて金融機関の方との意見交換も深めていきたいと思えます。

H委員 入札方式について、この推進委員会でも地方自治体等のヒアリングの中で、入札が比較的やりにくい、硬直的ではないかというご意見がありました。その中で、契約条件についていろいろ交渉できるという意味では、公募型プロポーザル方式がよいのではないかというご意見を述べられた方もいらっしゃいます。その公募型プロポーザル方式につきまして、総務省のお考え方を教えていただければと思えます。

総務省 実際、これは私の感触ですけれども、PFI事業の実施はある程度能力がある地方公共団体でないとは本当は難しいのではないかなと考えております。ある一定の能力があれば公募型プロポーザルもそう苦もなくできるわけですがけれども、例えば、町村のよう

なところがPFIをやりたい、公募型プロポーザルを組みたいと思っても、今までの蓄積がないものですから、その言葉を聞いただけでもできない、我々のところは指名競争入札しかやったことありませんということになる。やはり最初は混乱があるかもしれませんが、都道府県だったら絶対できると思いますので、都道府県レベルから率先してやっていく、それが広く広がっていくとよいと思います。模範的事例を見つけ出して、こういうふうによればいいのかと分かればよい。というのも、実は地方公共団体に周知徹底するときには、文字で書いて難しいところがありまして、先進地に行ってみて、手とり足とり、「あ、こうやってやればできる」ということを写し取ってくる、まねをする過程をどうしてもとっていかないといけないということです。公募型プロポーザルは非常に良いと思いますが、一挙に市町村まですべてそれでやれといっても、現時点で対応可能かどうか、まだ時間がかかるのではないかなという感じがあります。

総務省 その点補足しますと、私ども通達の中では総合評価一般競争入札方式が良いということも書いておりますし、随意契約にしてもいいけれども、その場合の留意点はこういうことがあるというお話しもしております。公共団体の入札、公共入札を見ておりますと、やはり世の中の流れや他省庁での議論を見ておりまして、入札に関する不正事案というのは結構あります。そういうことを考えたときに、公募型プロポーザル方式は公募型の随契になりますので、そのあたりで透明性や競争性の確保について自治体が責任を持つという前提になるわけですけれども、そのあたりの覚悟があるのだろうか。その公募型プロポーザルでもって、一番いい人と随契をしたいという議論はわからないでもないのですが、本当にそのPFIの本来の特徴から見て、ネゴシエーションをするために公募型プロポーザル方式がよいという趣旨なのか、もう少し楽をしたいという趣旨なのか。実際の事案を見ると、不明瞭な例もあるのです。ですから、そこはやはり我々は公共入札、公共工事の入札という点について少し慎重な面も必要だと思います。もちろん市町村の場合ですと公募型プロポーザル方式で随契をやっていただくということもできますので、そこは自治体のご判断でございますが、かなり案件が出てきております現在、このような懸念もございませぬ。

西野部会長 関連で、ヒアリングでは、PFIの一つの弱点は、入札コストがかかるということでした。公募型プロポーザル方式が難しいとすれば、総合評価一般競争入札において、入札コストを減らすために多段階入札ができないかという意見もありましたが、こ

れに対してはどうお考えですか。

総務省 私は別の会議では、入札を適正にしないのはけしからんと非常に厳しく言われています。最後は地方公共団体を信頼しないといけないのかもしれませんが、多段階は、ある面で合理的なのかもしれませんが、ある面で非常に抜け道をつくっていく側面もあります。どうしても総務省としては無難な道を選んで、誰からも疑われない入札をやってくださいということになります。特にPFIは事業費が高くて、長期にわたるものですから、ここはやっぱりある程度透明性を確保して、しっかりとアカウントブルな手続きをとっていただく方式が無難ではないでしょうかという助言をする傾向にあります。

今おっしゃいました一般競争入札の場合、誰が来てもいいと、資格を満たしていれば何社来たって文句は言えないという仕組みになっておりますので、建設工事の入札で一般競争入札をやるという考えに対して、そういう議論もまたよく出るのです。一般競争という一番公正だと言われている制度を導入した際のコストだと割り切るか、入札に参加する立場の方からみたら、50社も40社も来て、落札できるかどうかわからないのに非常に多大な手間をとらされて大変でしょう。今おっしゃった多段階というところの中身にもよると思うのですけれども、いわゆる一般競争入札の資格の制限や条件はつけることができます、条件付一般競争入札は当然のことでございますので、その多段階の内容としまして、幾つかの条件をつけていくことで、それが余り制限的でなければ一般競争入札でもできると思います。そこは工夫の仕方によるのかなと思っております。

西野部会長 一応、可能であると理解してよろしいですか。

総務省 一般競争入札については、当然、今でも資格とか能力とか過去の実績とかで条件をつけて一般競争に出てくる資格というのを制限しておりますので、その制限のつけ方の問題だろうと思います。それがどのようなものかによるのかなという、一般論ですけれども。

I委員 今の話は、手間を減らした上で公正さ、透明性を保ち、入札者を減らしていくということを考えておられるのですね。一つのある条件で切って、まだたくさん残っていると次の条件を課して切る皆さんが納得するような条件を。そうして、余りコストがかからない段階まで減らしていこうと、こういう意味なのです。

総務省 何回も入札をするというのはちょっと難しいかもしれません。

C委員 今のお答えは、要するに、普通にやる2段階ぐらいのもの、最初の1段階は資

格審査、これはよく話です。その話ではないのです。資格審査というのは、要するにどういう実績があるとか、何か技術的な資格を持った人が何人いるとか、その程度の話。それはどこでも、どのような入札でも、どこでもやっているわけで、そのコストは競争ですからいいのです。そうではなくて、具体的な事業について、どういう提案内容をどこまで詳しく、どこの段階で審査するかという問題で、要するに、いきなり 200 億円も 300 億円もするような事業の詳細設計まで全部首をそろえて出せと、つまり 2 段階の 1 段階が資格審査だけだとしますと、いきなり本番のテストに全部そろえるということになると、50 社が全部やると大変だと、そういう話なのです。つまり、個別事業の内容にかかわる部分についての審査を言っているわけです。そこの部分で多段階が可能かという質問です。どうもお答えを伺っていますと、多段階はできますよとおっしゃったのは、実はちょっと違う趣旨だと思います。その点で可能なかどうか。可能でないとすれば、そのあたりの、要するに法律的な問題がありますから、それを変えることが必要なのか、あるいは変えられるとしたらどうやって変えるかというご検討を総務省としてなさるのかどうかと、こういう質問をしたいわけです。

総務省 今のお話は、私が以前によく聞いた話と似ているなと思いました。いわゆる公募型プロポーザルの入札に関しても全く同じような議論があって、そのプロポーザルに出すためにいろいろな資料をいっぱいつくって持っていくけれども、それにものすごい手間がかかる。けれども、プロポーザルで落とされるとその費用については全然弁済されない。したがって、非常に大変だというような議論もあるのです。ですから、その入札に関してどれだけその入札者が準備をしてそれに臨むかと、そのコストが、落札できなかったときに何の意味もなくなるのに対してどう代償措置を講じてもらえるのかという、入札者の立場からしたら切実な問題だと思うのですけれども、それを、PFI は確かに管理や運営まで入ってくるから負担が大きいということはあるのかもしれませんけれども、それはあらゆる入札に関してあり得ることで、多段階と言われる場合に、その多段階入札をどうやるのかというのはまだちょっとよくわからないのですけれども、そのあたりの兼ね合いかなと思っておりまして、委員がおっしゃるように、PFI の入札契約だから特にコストが大きいのだということになるのか。そのあたりはちょっと勉強してみたいなという程度の認識であります。ですから、その意味で私が先ほどの部会長に対するお話、多段階入札もできるのではないかとしたのは、C 委員が指摘されたような言い方で言いましたので、で

きるということではなかったのかもしれませんが。訂正しておきます。

西野部会長 大体時間が来ているので、あと1つか2つにして、できるだけ手短に。

F 専門委員 確認でありますけれども、先ほどこの公募型プロポーザルと一般競争入札の話のときに、基本的にきちっとできるのであれば公募型でも大いに結構ではないかというご判断を伺いましたので、これは大変心強いと思います。ではその透明性とか公平性の問題というのは、公募型プロポーザルだから、あるいは一般競争入札だからではなくて、現在のPFI法、基本方針あるいはガイドラインに沿ってきちっと行われていれば、それによってかなりのものが普通のものよりずっと担保されているのではないかと思うのです。ですから、そうであれば肝心の違いは何かと言うと、最後の契約の協議ができるかできないかというところが、我々民間側としては非常に大きな違いだと思っています。公募型プロポーザルであろうが一般競争入札であろうが、実際に出すものの手間はかわりませんし、プロセスも実施方針から始まり、すべての公平性、透明性を担保する手続きも変わっていないのが現状ですから、力のある自治体がきちっとできるのであれば公募型でもいいよということであれば、むしろぜひそう通達にも書いていただきたいと思います。

総務省 どちらを採用するかは自治体のご判断だと思っております。また、WTO政府調達協定との関係がありますので、大きな自治体に関しては問題があります。随契といいますが、公募型プロポーザル方式でできる場合というのは、自治法の中で当然限定がなされておまして、その限定に当たるということを自治体が自分の判断で、きちっと説明できるということが重要です。国からお墨つきをくださいと言ってくるようではだめなのです。そこは自分で判断して誰からか後ろ指をさされても、これはこういうものだから公募型でやったと言えるようになってください。公募型プロポーザル方式を採用するよう、何か国から言ってください、それならばと、やりますから、みたいなことでは、ちょっと心配だと言うことでございます。

西野部会長 時間が過ぎております。大変恐縮ですが、一つだけ、最後に私から質問させていただいて、それで終わりにさせていただきたいと思います。税の問題がPFIにとって非常に大きな問題です。イギリスの例でもバリューフォーマネーが平均して十数%しか出ません。イギリスが、そこまでしか出ないとしますと、日本では地方税が入ってくるものですから、ほとんど税金で食われてしまうということがあるのです。それで一つお聞きしたいのは、不動産取得税一つとりましても、これはBTOの譲渡を前提としたSPC

による一時取得にさえ課税されますが、これを非課税、あるいは免除とすることはできないのですか。

総務省 固定資産税課でございます。不動産取得税につきましては担当ではございませんので、固定資産税の方でお話をさせていただきたいと思えます。

P F I事業につきましては、ご案内のとおりさまざまな事業がございますので、全体として推進をしていく中で、公共性をそれぞれの事業について吟味をしてその特例を設けるという考え方でございます。

B T Oでございますと、これは国なり地方公共団体に所有権がすぐ移りますので、もともと国なり地方公共団体が持っていたものについては、これは非課税ということでございます。一方で、B O Tのケースにつきましては、これは民間が所有をするという形になってまいります。一例を申し上げますと、例えば、今外務省等もそうですが、旧自治省もJ Tビルを借りて庁舎として使用していました。現行の固定資産税の考え方というのは、そういったケースにつきましても、固定資産税を課税するという考え方になっております。

従いまして、その庁舎のケースでB O Tということになってまいりますと、そういったものとの整合性を少し議論していく必要がどうしても出てまいります。こういった点など、いろいろな個別事例に基づきまして、さまざまな点を公共性について吟味するというのが今の基本的な考え方でございまして、固定資産税の軽減を認めているケースとしては、港湾の荷さばき施設、これについては特例を設けているところでございます。

西野部会長 まだたくさんあるのだらうと思えますが、かなり時間が過ぎておりますので第一部は終わります。

どうもありがとうございました。

それでは、厚生労働省からのご説明をお伺いしたいと思います。

実は、1時間の予定で総務省からお聞きしていたのですが、非常に地方自治体関連の質問がたくさんありまして、時間が4時10分になっております。もし可能であれば少し簡潔にご説明いただくよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省政策統括官付の西村でございます。

最初に全体的なことを私の方からご説明させていただきまして、後で補足をする形にさせていただきます。

今日はどうも、こういう場をいただきまして、ありがとうございます。厚生労働省とし

ましては、これまでP F I事業に関しまして、非常に積極的な取り組みをしてきたと思っております。既にケアハウス、保育所、それから水道施設、それから公立病院、あるいは研究所といったものにつきまして、既に幾つかの具体的な実施事例が出てきておりました。私どもとしては成果が上がってきたなと思っております。

P F I事業の実施に向けた取り組み状況についてということでございますけれども、これまでの取り組みということでございますが、ケアハウス、保育所につきましては、特に今まで我が省の分野におきましては進んでいる分野でございます。また非常に関心も集めているところでございます。つきましては後ほどこのケアハウス、保育所については補足的な説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まずケアハウス、保育所の設置主体につきまして、ケアハウス、保育所の設置にかかる補助方式を拡大いたしまして、P F I制度を導入するための下地をつくったというのが平成13年度でございます。これを受けまして、ケアハウス及び保育所につきまして、具体的にどのようにやっていくかという実施マニュアルまで進んでいるといった状況でございます。

それから、水道施設につきましても、同じように水道法上の規制を緩和いたしまして、第三者への委託を可能にしてP F I事業を推進するための環境をつくりまして、それを踏まえて具体的にP F I導入の推進を図ってきているというところでございます。13年度、14年度におきましては、調査事業ということで、例えば水道施設の設置状況でございますとか、あるいはそのガイドラインの作成でございますとか、各種の取り組みを既に図ってきているところでございます。

それから、公立の医療施設、公立病院につきましてでございますけれども、これも補助方式を拡大して、まずP F I導入にかかる基盤、条件を整備した上で、次のページでございますけれども、12年度、13年度と具体的な解決すべき課題を調査してきたということでございます。具体的にはガイドラインづくりをいたしましたり、あるいはV F Mの算定方法のマニュアルを作成する等の取り組みをしてきているところでございます。

それから、国立病院、療養所につきましては、まだ具体的な事例が出ているわけではございませんけれども、国立病院、療養所の整備の中でこういった部分がP F Iの実践が可能かということにつきまして検討を行っております。国立病院、療養所につきましては、平成16年に独立行政法人化する予定がございまして、経営のやり方がまた変わりますので、そういったことも踏まえまして、どのように進めていくかということについてモデル

ケースなどを設定して調査をしていると、こういった状況でございます。

以下、具体的な進め方につきまして、ケアハウスと、それから保育所の例に従いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

老健局計画課長の石井でございます。よろしく申し上げます。

ケアハウスの関係につきまして、縦長の5枚紙の資料をご用意させていただきました。

最初の白丸に書きましたけれども、私どもケアハウスの整備を進めたいと考えておりまして、市町村の公有地を活用し、またそれとあわせて民間事業者の創意工夫ができるだけ発揮されるような形で進めていきたいという観点からPFI方式を積極的に取り入れることとしております。ケアハウスというのは、耳なれない言葉かもしれませんが、法律上は、老人福祉法に基づく福祉施設の一つでございます。軽費老人ホームと申しまして、低廉な料金で高齢者にご利用いただく老人ホームということで、3ページに概要がございます。冒頭にどういう方にご利用いただくか簡単にまとめております。自炊ができない方、つまり自分で食事の用意をするのはなかなか体がきつくてつらいというような方ですとか、あるいはお年を召されてひとり暮らしはなかなか不安が多いという方が主に利用される老人ホームです。

後で少し触れますが、いわゆる老人ホームといえますと、特別養護老人ホーム、つまり寝たきりの方がご利用になる老人ホームを思い浮かべられる方も少なくないと思うのですが、ケアハウスはそれと異なり、寝たきりの方が対象というよりは、自分の身の回りのことはだいたい自分でできる方が安い料金で利用される老人ホームということでございます。

それで、そういうケアハウスを、さっき申し上げたように公有地を活用する、あるいはできる限り民間事業者の創意工夫が取り入れられる形で整備するというところでPFIを進めているわけですが、従来型での整備とこのPFI方式との違いについて、1ページ上の方に整理しました。これまでのケアハウスの整備は、社会福祉法人が自分で用地を工面し、そこに建物を建てて運営するというのが一般的な方式です。ところが、自分で用地を確保するということになると、特に都市部あたりではなかなか手ごろな土地がなかったり、地価が高かったりということで、難しい面があるという声を聞いております。社会福祉法人が自ら土地を確保するのが難しければ、公設民営はどうだということになるわけですが、従来の公設民営といえますのは管理委託ですから、あくまでも運営の責任の帰属は地元自治体です。ということは、その運営を委託された主体の方は効率がおろそかになりがちだ

という指摘があるわけです。

これに対しまして、PFIは、市町村が民間事業者に用地と建物を貸与し、貸与を受けた民間事業者が運営するということです。ここではBTOを考えておりますので、建物については、民間事業者が建設したものを市町村が一旦買い取りまして、PFI事業者＝建物を建てた事業者に貸与をするという方式です。このようにいたしますと、運営責任はその貸与を受けた事業者の方に原則として帰属いたします。これにより、冒頭に述べました民間事業者のノウハウでありますとか創意工夫が従来の方式よりも発揮しやすくなるということです。

大きな2番の ですが、PFI方式を進めるに当たって、ケアハウスの設置・運営主体を拡大いたしました。従来ですと、経営できる主体を自治体、社会福祉法人、医療法人ということで限定しておりましたけれども、自治体の外には、すべての法人に、つまり法人格の種類を問わず門戸を開放しました。社会福祉法上、自治体でも社会福祉法人でもない法人がケアハウスを経営しようとする場合には知事の許可が必要という手続は残っておりますが、法人格の種類を問わず、株式会社をはじめ、PFI事業者として手を挙げていただける下地を整備したつもりでございます。

それから でありますけれども、冒頭少し触れましたように、ケアハウスは軽費老人ホームですから、比較的低廉な料金で利用いただくというのがコンセプトでございます。したがって、余り家賃が高いような設定になりますとこの趣旨が損なわれますので、従来から、社会福祉法人が整備する場合には建設費を国と県で補助するという制度がございます。これをPFI方式を活用する場合にも同様に当てはめることができませんと、従来方式のケアハウスは家賃が安いけれども、PFI方式のケアハウスは家賃が高いということになりかねません。そこで、財務省といろいろご相談させていただき、13年度の補正予算で、このPFI方式で整備されたケアハウスを市町村が一旦買い取る際の国庫補助を認めていただきました。従いまして、PFI方式のケアハウスでも、家賃の面では低所得者向けの配慮がなされているわけでございます。

それから2ページでございますが、PFI方式で整備するケアハウスをできるだけ付加価値の高いものになりたいと考えております。この ですけども、都市部を中心に特別養護老人ホームへの入所を希望しておられる方が多くございます。しかし、寝たきりの方を自宅でお世話するのが難しいという場合に、すぐに特別養護老人ホームへということでは

老後のあり方としておかしいのではないかというのが私どもの認識であります。自宅でお世話することが難しければ、即特養へということにならないよう、多様な受け皿が必要だと考えております。その一つが、このP F I方式によるケアハウスです。冒頭、ケアハウスはもともとは寝たきりの方をメインには想定していないと申し上げたわけですが、このP F I方式で、整備する場合には、寝たきりの方のお世話もできるようにしようということです。この2行目に特養ホームと同等の介護サービスを提供すると書いているのは、ケアスタッフもきちっとそろえた上で、特養ホームと同程度の介護サービスが提供できるという意味ですが、P F I方式で整備する場合には、いわば新しいタイプのケアハウスを扱っていかうという方針を打ち出したところでございます。

それから、きょうお手元に配布をしておりますが、 に書きましたように、市町村向けにマニュアルをつくりましたものですから、本年2月に各都道府県の課長にお集まりいただいた場で配布をしまして、ぜひこれを役立ててほしいということをお願いをしたところです。現状でいいますと、資料の大きな4番でございますが、具体的に事業者選定の段階まで進んでいるものはこの杉並区のケースだけでございますが、ご覧いただきますように2月に実施方針の公表、3月に特定事業の選定という手順を踏んで今日に至っているということでございます。

以上でございます。

保育課の関係、簡単にさせていただきます。

お手元に「公有施設等を活用した保育所設置にかかる資料集」をお配りしています。保育所関係、ご案内のとおり都市部を中心に待機児童、保育所を待っておられるお子さんが全国で、昨年で2万人以上おられるということでもあります。

資料1ページ目をご覧いただきますと、保育所の整備を進める必要があるということで、現在公立保育所と民間保育所がありますけれども、特に都市部ではケアハウスの場合と同じく土地の確保が難しいということで、公設民営方式の、いわば公有財産を使った保育所の整備を進めようということで、この冊子の表題にありますように、公有施設等を活用した保育所の手引きをつくっているということでございます。目次をご覧いただきますと、1番に公有施設等を活用した保育所設置の関係資料を並べております。それから、次のページの2番に、同じく保育所のP F Iを使った場合の実施マニュアルをつくりまして、自治体にお配りをして保育所整備を進めてもらおうということでもあります。

この 81 ページから P F I 関係の資料になっていますが、82 ページをお開きいただきたいと存じます。82 ページの 4 番というところに書きましたように、保育所を整備すると、特に都市部で整備するときに、土地の問題もありますが、一方で保育所は割合小規模なものですので、比較的既存の施設でありますとか、あるいは合築する中で保育所が整備されるものが多いのではないかと考えています。単独で保育所を、例えば P F I ってなかなか進まないのだろうなと思いつつも、そういう色、ニュアンスを入れつつ 82 ページ、83 ページあたりにケアハウスと同じようなスケジュール表やスキームを紹介して自治体の方で取り組めるようにしようということです。

83 ページの右側にありますように、先ほどのケアハウスと同じく 13 年度の補正予算で自治体が保育所を P F I 方式で整備する場合、 というところに書きましたように、国庫補助を補正予算でお認めいただいております。

85 ページにはその具体化する場合の流れをお示しさせていただいて、検討していただくということでもあります。具体的にはまだ進行中ということで、東京都の中で住宅と合築をするものが一つ進んでいると聞いておりますし、千葉県でも学校等と一緒に P F I 方式で整備をするというものが進行していると聞いている状況であります。

以上でございます。

西野部会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ自由に質疑をお願いいたします。

C 委員 今のお話で、ケアハウスにしても保育所にしてもどんどんおつくりになって、活発におやりになって、民間の事業者がやるのは非常に結構なことです。ちょっと非常に素朴な質問で、特にケアハウス、保育所については P F I であってもいいケースもあるのだと思いますが、その一部、やり方の問題ですが、これは本当に P F I ですかというちょっと疑問がございます。土地を貸すことはいいのですが、公有地を使って建物は民間に建てさせると言いながら買い取りますから、最初から B T O を前提にお金も払うのであれば、民間の資金を必ずしも使うようなこともない。それはそれで別に悪くはないのです。ただ、P F I なのかどうか、そういうことでこのスキームをお考えなのかどうか、よくわからない。そこを教えていただきたいのです。このケアハウスのやり方が P F I であるというところの根拠をちょっとお尋ねしたいのです。

厚生労働省 P F I の詳細な定義を存じているわけではないのですが、まさにただ今の

ようなご指摘はあり得るだろうと思います。実は私が先ほど説明させていただいたペーパーも、民間資金の活用をどうこうするといった、PFIが本来想定しているような資金面での着眼点からのものではありません。今回、私どもが、ケアハウスと保育所で考えさせていただいたのは、資金面にポイントがあるというよりは、むしろ、自治体は公有地をPFI事業の用に供することができるというPFI法の規定を使いながら、今までできなかったスタイルでのケアハウスの整備を進めていくということです。そこを正確にご理解いただきたいために、先ほどご紹介したようなペーパーを用意してまいりました。したがって、それがPFIではないと言うなら、定義の問題だと思います。

西野部会長 今の件について、金融機関の方からのご意見いかがですか。

G専門委員 PFIでは金融機関がご想像以上に重要な役目を果たしています。プロジェクトファイナンス手法を取られる場合は、私どもがそれぞれの契約の中まで入っていきますので、誰が責任を持つか、誰がリスクを負担しているかが明らかとなり、経営内容も非常に透明になるという点が、一つです。それから、公の方々と私どもがダイレクトアグリメントに基づいて直接お話もできるので、事業破綻の抑止力にもなるし、事業の継続性も保てるというところもあるのです。しかし、今、これを拝見しておりまして、さてケアハウスは一件幾らぐらいかかるのか、何十億円もかからないのではないかと思う次第です。となりますと、費用対効果の観点からなかなかプロジェクトファイナンスを選択しづらいのではないかと思うのです。

厚生労働省 ケアハウスにどれだけ建築費をかけるか、もちろん事業者の自由ですから、まちまちですが、一応標準的な額を目の子で言いますと、50人定員のケアハウスで5億程度だと思います。ですから、恐らく、皆さんお考えのプロジェクトの規模よりはゼロが幾つか違うのだらうと思います。それはおっしゃるとおりです。ですから、その5億程度のプロジェクトに金融機関などいろんな方が集まられてSPCをつくる必要はないのではないかという気がしています。

それからもう一つ、ここでケアハウスというのは軽費老人ホームであり、老人福祉法に基づく福祉施設の一つですと申し上げたのは、まさにこういうご指摘があるだろうと予想したからです。市町村が一旦買い取る時に補助も出ないと、言ってみれば普通の高齢者アパートと同じになるわけです。先生方がお考えの、オーソドックスなものとは施設の性格が違うということもぜひご勘案いただきたいと思います。

B 専門委員 今回の関連したご質問でございますが、P F I か否かという質問の趣旨で、やはり政策的には必要な施設でございますし、私はありとあらゆる手法でその社会福祉施設をつくっていただきたいなと個人的には思っています。ただ、問題の根源は、やはり公共施設等の管理者にとって選択肢を増やすことではないか。この大きな問題は、結局、憲法 89 条疑惑に基づく民間事業者に対する補助金の交付ができないところにあるのでしょうか。この問題にかかわる老健局のご見解をお聞きしたいと思います。

それと、もう一点。現実に行われているケアハウスの P F I で混乱が起きている。最近出されました通達によりますと、要綱第 1 の 2、都道府県知事の許可の条件におきまして、実質的には民間事業者の参入を規制するような内容が含まれている。これをどう思われるのか。例えば、S P C を実質的に組成できないような構成になっています。これは通達でございますから、地方自治体の任意裁量によって判断できるものでしょうか。あるいは法の中におきまして、どういうお考えで参入を規制され、あるいは S P C 組成を実質的に禁止されるような規定を通達としてなされているのか。その辺のご説明をできればお願いしたいと思います。

厚生労働省 S P C 組成を事実上阻害しているとおっしゃるところの意味がわかりません。もう少しはっきりおっしゃってください。

B 専門委員 はい。たしか要綱の中におきまして、既に実績のある、一定の企業の実績があるものでなければ参加できないというのがありましたね。許可要件を満たさないということは、入札の時点で存在して、なおかつ事業実績を上げている企業でなければ参入できないわけですね。

厚生労働省 いわゆる子会社をおつくりいただくことも可能ですよということも盛り込んでおります。実績があらゆる場合に必要だとは書いてないはずですが、よくご覧いただきたいと思います。

B 専門委員 自治体はそのように捉えていませんよ。

厚生労働省 実例をもってご指摘をいただきたいのですが、もう 1 点お尋ねがありました。憲法 89 条の疑惑というのはどういう意味がわかりませんが、今日ご報告したのは B T O です。B O T の場合に補助が出せるかどうか私どもなりに去年の夏から検討しましたけれども、ご指摘のように、憲法 89 条の解釈として問題があるだろうという結論に達しまして、今日ご紹介した B T O の方でまずは進めようということです。B O T では

国庫補助を行うことは憲法上疑義があるという判断でございます。

Ｃ委員 次の保育所の場合ですね、もともと公共部門が経営をしている部分と、例えば民間といっても必ずしも民間ではない公益法人がやっているようなところ、いろいろな区分があるのだと思います。だから、そういう意味でいえば、公共部門が直轄的にやっていたようなものがPFIの対象になるかといえ、なるのだらうと思います。ところがケアハウスでよくわからないのは、例えば「管理者」といったときにそもそも「管理者が」というのはこれ公共部門ということになるわけですが、どのような形の事業なのかどうかというのがちょっとよく聞いていてわからなかったのですが。

厚生労働省 保育所の方からご説明させていただきたいと思うのですが、この資料の2ページをお開きいただくと、管理者というのはどうなるか。2ページのこの図をご覧くださいますと、公有財産を使って保育所を運営するという場合に、大きく業務委託と貸与という方式があると私どもは思っています。今おっしゃられたように、市町村が公立でやっている保育所もたくさんあります。それから社会福祉法人がやっている保育所、その他今言ったいろいろな法人がやっているのもありますけれども、こういう行政財産を使う場合のやり方として業務委託ということで、これは市町村が設置主体で運営するのですけれども、管理を民間にお願いするというパターンと、普通財産を貸し付けて、そしてもう設置から運営まで全部民間でやっていただくというパターンがありまして、保育所の場合でいくと両方の道を可能としているわけですが、PFIの場合は下の普通財産を基本的に貸与して、民間で保育所を設置・運営してもらいます。

Ｃ委員 普通考えますと、上の方、つまり公共部門が自ら経営しているような部分、つまり究極的に責任を負っている事業について、PFIで民間に任せるという部分はいろいろだと思いますが、全部任せる場合もあるし、半分もあるし、いろいろあると。そちらはPFIだというのがわかるのですが、ただ単に土地を貸すのはPFIとはちょっと思えないのですが。

厚生労働省 先ほどのPFIの定義の話になってきているのかと思います。

おっしゃるように、まさに公的部門がPFI方式でそういうものをやるということもあるかと思うのですが、私どもの方で考えたのは民間の力を使うということです。特に保育所の整備で民間の力を使って保育所を整備していこうとするときにPFI方式で、そして民間で建てて民間で運営してもらおうというやり方もPFIになるのではないかと思っ

て、今こういう道をつくっているところです。

ある自治体があったときに、管内の住民のニーズを考えればケアハウスがほしい。ところが、ケアハウスをやりたいという事業者、社会福祉法人がどうもない。しかしながら、公有地はあるというときに、これまでであれば公設公営として、市町村立で建物を建てて公務員がスタッフになってサービスを提供するというのがまず一つの方法です。それから自治法上の管理委託ということで、建物も土地も自治体が所有権を持つ、責任の所属も最終的には自治体、費用徴収するのも自治体の責任であるという、いわゆる管理委託ということでアウトソーシングするのが二つ目の方法です。

この二つ目の方法については、従来から非効率だという批判があるわけです。管理委託の場合は、自治体が議会に設置管理条例を出しますので、委託を受ける側からすればもっといろいろ創意工夫も凝らしたい、ノウハウも発揮したいのだけれども、いろいろ手かせ足かせがあってできないという話も聞いております。ですから、一つ目に申し上げた公設・公営、それから二つ目に申し上げた今までの公設・民営というものを超える新しいパターンで進めたいというのが、私たちの考えです。

Ｃ委員 一生懸命いろいろなさるのは結構なのです。それは非常にいいのです。ただ、公共的な事業のすべてがPFIに限りませんので、それがあえてPFIかどうかというだけの話で私は質問しているのですけれども。

民間が建物を建てて、建てることから始めて運営までして、効率的にやってもらおうというのがPFIですけれども、何か土地も建物も公共がやって、あとは加勢するというようにちょっと聞こえるもので。

厚生労働省 一言だけ補足します。まさに建てることから事業者にやらせるのです。事業をやりたいという事業者の中から選定して、設計・建設の段階からPFI事業者にやってもらう。もちろん協定を結びますから市町村側の考えているサービス水準、その要件は満たしてもらいたいということはありますけれども。

PFI事業者が設計・建設を行う。BTOですから一旦所有権は市町村に帰属するけれども、設計・建設を請け負った事業者が運営を行う。だから当初の時点から事業者は自分たちがこの運営を任せられるのだという前提で使い勝手のいい建物を建てるという点で、まさに効率的です。

それから先ほど申し上げた趣旨は、まさに民間でやってくれる人がいないときに、公が、

自分でやらなければならない。その場合の費用、効率性と、このPFIという手法を使った場合の効率性を比べれば、当然後の方が効率性が高い、費用も安上がりに済む、そういう場合にPFIでやってくださいということです。公が、自治体が自分で公務員を雇って、公務員によるサービスをやった方が、総合評価が高ければそれはそっちでやった方がいいわけですが、通常はPFI方式の方がいいでしょう。そこは検証して、後者が安いとなればやってくださいということです。

I委員 手続的にはPFIの手続きはちゃんと踏んでおられるわけですか。

厚生労働省 はい、そこはPFI法が要求する、あるいは内閣府の方でお出しになっている指針に沿った手続をすべて踏みます。

I委員 PFI法にのっかっていまして、お金の払い方が少し我々の常識と違っているのです。しかし、少なくとも一括で全部発注しております設計段階で、運営まで考えておられるという意味では、やはり効率性があるのではないかと考えております。普通言われているできるだけ均等に近い配分で払っていった方が民間の責任がより鮮明になるので、それで私は最初に金融機関はどうお考えですかと聞いたのです。一括発注をして、運営費その他が安くなる、補助金が入るという意味では、PFI法の精神そのものが生きているのですが、お金をそういう払い方にしてしまうと、公の責任が少し増えてくるという感じを持ったのです。お金の払い方の点で違いは出ると思うのですが、手続きを踏んでおられれば、このあたりでこの議論は打ち切りにしたいところですが。

西野部長 何かほかのことはいかがですか。何かございますか。どうぞ。

J専門委員 二点ほど伺います。

一点は、医療施設に対するPFI、もう一点は保育所に関する事です。

医療施設へのPFIの導入に補助を拡大していくということでしたけれども、公立の病院というのは割と僻地医療ですとか、採算を度外視したということ、それが存在価値になっているという病院も多いと思うのです。公立の医療施設に対してPFIを導入すると、ある程度採算ということを考えていかなければならないと思うのです。そのバランスをどのように考えているのか。具体的にいえば、採算を度外視した公立病院の存在価値を担保するために、役所として何か工夫しているとか留意していることはあるのかということが一点です。

もう一点は、保育所に関するものです。保育所のコストの研究というのを見たことがあ

ります。民間と公営と大きく違うのは、人件費が非常に大きく違うという研究でした。私が思うには、公立の保育所というのは、例えば児童1人に対して何人とか、かなり人がつくように、小さいときは3人に1人といったように手厚く人がつくようなシステムになっているということが一つの原因ではないかと思うのです。

P F Iを導入したときに、公的な施設になるわけですから、いわゆる公立の保育所に対して当てはまる人的な補助もやはり公的な施設として引き継いでいかれるのか。それともいわゆる民営みたいにして、もうそのあたりは余り手厚くやらなくなってしまうということが考えられるかということです。

あともう一つは、ちょっと細かいことですが、保育所に対してP F Iを導入することですが、保育所というのは学童保育も入っているのでしょうか。以上です。

厚生労働省 それでは最初の医療施設の補助の関係をご説明させていただきますと、補助事業の拡大とあるのは、従来市町村の公的医療機関が受けられていた補助制度がP F I事業を行うことによって受けられない可能性があるのではないかと、現行の要綱では受けられないような内容になっているものも一部ございましたので、そこを民間のP F I事業者が行った場合にも従来と同様に補助金等を受け入れることができるようにしたということです。

ご指摘のように不採算医療もございますので、そこに関する補助金も現行あるわけで、それもP F I事業でやるからといって不利にならないように補助の拡大をしているというところでございます。

保育関係ですけれども、この資料集の1ページをお開きいただきますと、公と民と二つ大きくありまして。お話しのように公立保育所の運営費ですね、確かにコストは公立の方が高くなっています。これは国の基準に比べると手厚い人員配置であったり、公務員ですから給与面で高くなっているということがあります。この1ページに書いていますように、今回P F Iでこれをやるということになります公設民営、確かに公が用意をいたしますけれども、運営は基本的には民ということでありますので、従来のようなコストではないだろうと思います。市町村が最終的には運営費を支払う仕組みになっていますから、市町村がほかの民間と比べてどう考えるかということがありますので、基本的には民間に近いコストになるのではないかと、社会福祉法人でありますとか株式会社でやっているようなコストで運営されていくのだろうと思っております。

それから学童保育の話が出ましたけれども、この中には学童保育は入っていないという状況です。

H委員 水道の話をうかがっていないので、そのことについて伺いたいと思います。

水道法が改正されて、民間委託ができるようになり、民間委託マニュアルのようなものをつくられて促進をされると伺っております。水道についてもPFIを導入できるかどうか、今調査をされている段階だと理解してよろしいでしょうか。これからの水道事業のPFIの可能性について、どのようにご覧になっているのかということがまず第一点目の質問です。

それから第二点目は、少しPFIから離れるのですが、水道事業の効率化について、よく言われますのは、要するに自治体ごとに小さい単位で水道事業を行うよりも広域的に連携させて、いわゆる規模の経済を發揮させた方が効率的ではないかという議論もあります。それについてPFIと絡んでも絡まなくてもいいのですけれども、お考えをお聞かせいただければと思います。

厚生労働省 まず一つ目、法律改正絡みですけれども、この法律改正自体はPFIにも多分プラスの効用になるであろうと思います。もともとの水道法の機能にさかのぼらないとこの内容は多分ご理解いただけないと思いますが。

水道法というのは、特に民間と地方公共団体の区別をしないで、事業認可をもって水道事業をさせるという事業認可法律です。これまで水道法は、一旦事業を認可した者、それは民間にしても地方公共団体にしてもですが、具体の水道事業者としてなすべきいろいろな業務をどういう形で実施するかというのは、ある意味不問に付していたのです。ですから、よく言われているアウトソーシングや人材派遣のようなものを含めて、基本的には水道事業者の判断ですべて行われてきたということです。

今回の法律改正では、水道法上で幾つかやらなければならない水道事業者としての責務がある中で、責務関係を含めて第三者に委託するという構造を整理しました。ですから、包括的に責任関係が区分できるような委託であれば、例えば罰則適用みたいなものも含めて、受託者側に移管するような制度を今回作りました。事業認可を受けた者と業務を切り分けられたその先の受託者との関係を法律の中できちんと整理することによって、新たな公共団体と第三者との責任関係が生まれ、いろいろな業務のやり方が出てくるのではないかと今回の法律改正の趣旨です。

ですから、例えばイニシャルコスト建設費、費用問題や建設問題とかというようなものに、今回の法改正での整理をPFIにあわせて使えば、いろいろな事業展開があるのではないかとということです。PFIのためにつくったというわけではないところだけ、コメントしておきたいと思います。それが一点目です。

それと、水道事業の効率化ですけれども、水道事業の一番難しいところは、その場所に置かれた環境によって事業の環境が全く違います。ですから零細であったら不利かといえ、非常に良好な水源をお持ちの田舎町で非常に安い料金で水道事業できるということもありますし、大都市だからといって非常に水源が遠い、水質が悪いということになれば、当然のことながら水の輸送費から浄水コストから、必ずしも規模の効率性は働かないのです。一概に大きければいい、小さければ悪いと言えないところが水道事業の一番難しいところだと思います。

しかしながら、実は、日本全体見ますと、水道事業と言われている事業数をカウントすると、3,300の市町村の数をはるかに上回る1万2,000ほどの事業数があります。これから先、昭和40年後半から50年位の高普及期の更新時期が来ますので、このように零細な状況では水道事業が本当に保てるかどうかについては、国としては非常な問題意識があります。そういう意味ではその地域その地域に合った事業規模という条件つきですけれども、合理的な取り組みをしてほしいと考えています。先ほどいいました第三者委託というようなものでも、例えば地方公共団体同士の委託・受託の関係とか、そういうものを第1段階にして、将来的な事業統合といったものの足がかりになればいいというのが政策目標として今回するところの法改正です。

以上です。

D専門委員 先ほどB専門委員が聞かれたことと関係して、ちょっとこれ確認ですが、ケアハウスのPFIはイギリスでも非常に多いし、ケアハウス整備はPFIに、私は向いていると思うのです。非常にやっていただきたい。ただ、実際に民間にどの程度門戸を開放されるかということについてはちょっと確認させていただきたいのです。

この参考資料の84ページを見ますと、運営者、事業者としては株式会社等から選定するとなっていますが、クエスチョンの中で、社会福祉法人は民間事業者に出資できるかという、アンサーできないと書いてあります。社会福祉法人以外の法人形態の場合にはそこから認可を受けてくださいとあります。後ろの参考資料を見ますと、認可を受ける基準

としては、実績がある人がグループに入っていればいいという感じがするので、実際は運用の仕方だと思うのですけれども、今までやったところでないとできないという話だと、実際のケアハウスというのはなかなか広がっていかないなという感じがするのです。確かにケアハウスですから民間事業者の参画を余り広げるとまた難しい問題が起こるとというのは重々理解できますけれども、民間事業者の参画に対する開放の仕方についての考えを確認させていただきたい。

厚生労働省 今ご指摘のあった冊子は恐らく保育所の方です。紛らわしくて恐縮です。

ケアハウスの方でお尋ねの点に関してお答えしますと、後ろの方 129 - 130 ページに私どもの方で自治体に出した通知の別紙がございます。社会福祉法上、自治体でも社会福祉法人でもない主体がケアハウスを設置・経営するときには、知事の許可を受けなければならないのですが、このページの(1)から(5)までをご覧くださいますと「必要な経済的基礎があること(社会福祉法 62 条 4 項第 1 号に対応)」云々と、こう書いてあるのがお読み取りいただけると思います。例えば(1)でいうと、必要な経済的基礎があるかということが満たされないと、知事が許可をするのはよくないと法律の規定にございます。今回私どもは、その経済的基礎というのを各都道府県でご判断いただく際の、自治法でいいますいわゆる技術的助言として、この(1)でいいますと (ア)ですと純資産の金額でありますとか、(イ)ですと税引前利益というようなことをお示しているということです。

それから(4)では、「許可を申請した法人の経理の状況等が次の要件を満たしているなど、社会福祉法人に準じた性格となっていること」。これは法律上の文言でございます。そこで をご覧くださいますように、民間企業の場合には申請した企業がもっぱらケアハウスだけを運営している場合か、あるいは他の事業を行っていてもよいけれども、主たる事業が、ケアハウスや、ケアハウスではないけれども他の社会福祉事業、(ア)から(ウ)まで合わせたものが主たる事業の位置づけになるようなところであれば、社会福祉法人に準じた性格と認定していただいているのではないのでしょうかということ、技術的助言としてお示ししました。これは、私どもが通知の形でお示しているものです。

それからこのマニュアルの 72 ページでは、選定事業者を選ぶときにどの点にポイントをおけばいいかということ、市町村の方でお考えいただくときのマニュアルに盛り込んでおります。

そこで強調して申し上げたいのは、このマニュアルの上ではサービスの質の方を7、ハードの方を3という位置づけをしております。審査基準書ということで、ソフトが70、ハードが30、それからソフトの70の中でも実績を40としております。これは押しつけではありませんから、実際に事業をなさるところでウェイトづけを変えていただいていた方がいいものです。このマニュアルは、現にPFIを手がけられた市町村の方にご参画いただいてまとめたものですが、その際のご議論としては、やはり入居者の方が、先ほど申し上げたように元気な高齢者ではないという特性。それから、通常は今までお住まいになっていた家を売払って引っ越してくる。ということは、本当にそこをいわば終の棲家としてお使いになるのだから、ハードも無視できないけれども、それよりやはりソフトが重要だということご議論がありました。ソフトの評価をどこで見るかということ、ケアハウスそのものでなくてもいいけれども、72ページをご覧くださいますと(2)で、実績として最も望ましいのはケアハウス、有料老人ホームといった、いわゆる入居系ですね、先ほど申し上げたように、お年寄りが引っ越してお住まいになる施設の運営をやっていますかという点を見るのが一番いいだろうということです。

それから(2)の3行目ですが、こうした24時間型、入居型の実績がない場合には、訪問介護といった訪問系ですね。入居系でなく訪問とか、デイサービスというのは通所ですが、そういった実績について勘案するしかないのではないだろうかというのが、このマニュアルの上での考え方ですし、私どももそれはそうだろうと思っております。

I委員 今まで民間からヒアリングをしておりますと、補助金問題というのはいつも出てまいりまして、先ほどのケアハウスの憲法問題に引っかかるような難しい話はちょっと別にいたしまして、BOT方式でも補助をお考えでございますか。

厚生労働省 ケアハウスのBOTについては、憲法89条の関係で検討したけれども見合わせたというのは、ちょっと言葉が足りませんでした。BOTそのものを否定したつもりではございません。国庫補助、税から建設費に補助をするということには疑義があるということで、補助金を財務省に要求することは見合わせたということです。BOTでどんどん進めていただくことは、私どもも期待しているところですので、その点は補足をさせていただきます。

医療の方ですけれども、一応原則BTO、BOT両方認めるという方式で、所有権の問題はこれから財務と話を詰めていくという方向ではいます。

西野部会長 できるだけ質のいいものを安価に提供することがP F Iではそもそもの目的なものですから、いろいろ議論はあると思うのですが、どちらかという形式にとらわれず前向きに考えていただきたいという要望が、たくさん出ておりましたので、この席をかりまして、そういうメッセージをお伝えしてご検討お願いしたいと思っております。

どうも長い間ありがとうございました。

次回のスケジュールについてご説明お願いいたします。

事務局 では次回でございますけれども、関係省庁からのヒアリングでございます。第3回目ということで、財務省、それから環境省、防衛庁からのヒアリングを予定しております。日程は既にご案内させていただいておりますけれども、6月4日火曜日の12時半から2時間程度ということで予定をしております。場所はこの会議室ということでございます。

以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。そういうことでひとつよろしくご参集をお願いしたいと思います。

きょうはこれで散会といたします。

以 上